

財関第 8 7 3 号  
平成16年 8月31日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 木村 幸俊

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律(平成16年法律第15号)等の施行に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成16年10月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、同法附則第4条の規定に基づく関税関係帳簿書類の承認及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、8月31日から行えるものとし、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用させることとして差し支えない。

### 記

第1 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

1. 7の9-2((1)から(6)までを除く。)中「帳簿書類の電磁的記録等」を「特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等」に改め、7の9-2(1)及び(2)中「以下単に」を「以下この節において単に」に改める。
2. 7の9-3及び7の9-4中「帳簿書類の電磁的記録等」を「特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等」に改める。
3. 7の9-5((1)及び(2)を除く。)中「電磁的記録による保存」を「特例輸入者に係る電磁的記録による保存」に改める。
4. 7の9-6((1)から(3)までを除く。)中「承認の取消し等」を「特例輸入者に係る承認の取消し等」に改める。
5. 94-1の次に次のように加える。  
(承認申請手続等)

94-2 前記7の9-2(承認手続等)、7の9-3(取りやめの届出手続等)、7の9-4(変更の届出手続等)の(1)及び(2)、7の9-5(電磁的記録によ

る保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続)、7の9 - 6 (承認の取消し等)の(1)及び(2)、7の9 - 7 (COMによる保存等の取扱い)並びに7の9 - 8 (新たに特例輸入者となつた者についての取扱い)の規定は、法第94条第1項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、7の9 - 2中「法第7条の9第2項」とあるのは「法第94条第2項」と、「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「7の9 - 4」とあるのは「94 - 2において準用する7の9 - 4」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「第1条」とあるのは「第8条」と、「新たに特例輸入者となつた者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物(特例申告に係る指定貨物を除く。)を業として輸入しようとする者については」と、「7の9 - 8 (新たに特例輸入者となつた者」とあるのは「94 - 2において準用する7の9 - 8 (新たに申告納税方式が適用される貨物(特例申告に係る指定貨物を除く。)を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となつた日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」と、7の9 - 3中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出をうけた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9 - 4中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、7の9 - 5中「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができ

るものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9 - 6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9 - 7中「7の9 - 2」とあるのは「94 - 2において準用する7の9 - 2」と、7の9 - 8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となつた者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となつた日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となつた日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（ 税関様式の一部改正 ）

- 1．税関様式C第9300号を別紙1のように改める。
- 2．税関様式C第9310号を別紙2のように改める。
- 3．税関様式C第9320号を別紙3のように改める。
- 4．税関様式C第9330号を別紙4のように改める。
- 5．税関様式C第9340号を別紙5のように改める。
- 6．税関様式C第9350号を別紙6のように改める。
- 7．税関様式C第9360号を別紙7のように改める。
- 8．税関様式C第9370号を別紙8のように改める。

（ 記載要領及び留意事項の一部改正 ）

- 1．関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書（帳簿）（C - 9300）を別紙9のように改める。
- 2．関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書（書類）（C - 9310）を別紙10のように改める。
- 3．承認済関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書（中途）（C - 9320）を別紙11のように改める。
- 4．関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書（C - 9330）を別紙12のように改める
- 5．関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（C - 9340）を別紙13のように改める

## 関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

帳簿

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

( 所轄外税関長 )

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

⑩

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名 ( 法人の場合 )

関税法第 7 条の 9 第 2 項・関税法第 9 4 条第 2 項において準用する電子計算機を使用して作成する国  
 税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 4 条第 1 項・第 5 条第 1 項の承認を受けたいので、  
 申請します。

1 承認を受けようとする関税関係帳簿の種類名称、備付けを開始する日及び保存場所			
帳簿の種類名称	備付け開始日	保存方法	保存場所
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（法第94条第2項において準用する場合）					
3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-8の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係帳簿の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった帳簿の種類名称	届出書の提出 通知書の受理		年月日	対象となった保存方法
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日			電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日			電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日			電磁的記録・COM
5 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					

7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置															
《注意事項》															
<p>1 法第4条第1項（電磁的記録による備付け及び保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(5)に掲げる事項について記載する必要がある。</p> <p>2 法第5条第1項（電磁的記録による備付け及びCOMによる保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(10)に掲げる事項について記載する必要がある。</p>															
電磁的記録による保存等・COMによる保存に共通の措置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第3条第1項第1号イ関係） データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。 上記以外の方法による。</p> <p>[ ]</p> <p>* 該当する場合のみ記載すること。 ただし、入力日から [ ] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規定等でこの旨を定める）。</p>														
	<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第3条第1項第1号ロ関係） 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 入力データに個々のデータを特定することができる情報 [ 一連番号、伝票番号、その他 ( ) ] を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 上記以外の方法による。</p> <p>[ ]</p>														
	<p>(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号関係） 次の名称の書類を備え付ける。 システムの概要を記載した書類</p> <p>[ ]</p> <p>システムの開発に際して作成した書類</p> <p>[ ]</p> <p>システムの操作説明書</p> <p>[ ]</p> <p>電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は委託処理契約書）及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類</p> <p>[ ]</p>														
	<p>(4) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第1項第4号関係） 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。 上記以外の方法による。</p> <p>[ ]</p>														
電磁的記録による保存に共通の措置	<p>(5) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号関係） 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th>左の項目が記載されている帳簿の種類名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>価格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸出者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可書の番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 二以上の記録項目を組み合わせる条件を設定することができる。</p>	検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称	品名		数量		価格		輸出者名		許可年月日		許可書の番号	
	検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称													
品名															
数量															
価格															
輸出者名															
許可年月日															
許可書の番号															

COMによる保存に固有の措置	(6) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係） COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。 [ ] 保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、COMの作成責任者の記名押印、COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。
	(7) COMの索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号関係） 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 上記以外の方法による。 [ ]
	(8) COMの索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係） COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。
	(9) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係） COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。 上記以外の方法による。 [ ]
	(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係） 上記(4)及び(5)の措置をとって電磁的記録を保存する。 上記(5)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 [ ]

8 その他参考となる事項

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の実績			
(1) 第4条第1項又は第5条第1項の承認の有無	有	無	
(2) 承認を受けている場合は、			
承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日	年	月	日
承認を受けた主な帳簿の種類名称	[ ]		
承認した所轄税務署長等	[ ]		
(3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無			
有（取り消された日	年	月	日）
	無		

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---

## 関税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書

書類

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

( 所轄外税関長 )

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

⑩

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名 ( 法人の場合 )

関税法第 7 条の 9 第 2 項・関税法第 9 4 条第 2 項において準用する電子計算機を使用して作成する国  
 税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 4 条第 2 項・第 5 条第 2 項の承認を受けたいので、  
 申請します。

1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所			
書類の種類名称	書類の保存に代える日	保存方法	保存場所
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	



2 所轄外税関長を経由して提出する理由（法第94条第2項において準用する場合）					
3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-8の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日	年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日	年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日	年 月 日	電磁的記録・COM	
5 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					

7 財務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置								
《注意事項》 1 法第4条第2項（電磁的記録による保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(3)に掲げる事項について記載する必要がある。 2 法第5条第2項（COMによる保存）の承認を受けようとする場合は、(1)及び(4)から(8)に掲げる事項について記載する必要がある。								
電磁的記録による保存・COMによる保存に共通の措置	(1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号関係） 次の名称の書類を備え付ける。 システムの概要を記載した書類 [ ] システムの開発に際して作成した書類 [ ] システムの操作説明書 [ ] 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）並びに電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類 [ ]							
電磁的記録による保存の一部にも該当（COMによる保存に固有の措置）	(2) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第1項第4号関係） 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。 上記以外の方法による。 [ ]							
	(3) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第2項関係） 記録項目を検索の条件として設定することができる。 <table border="1" data-bbox="306 1312 1406 1471"> <thead> <tr> <th>検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th>主な書類の種類名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 日付けに係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。	検索の条件として設定することができる記録項目	主な書類の種類名称	取引年月日				
検索の条件として設定することができる記録項目	主な書類の種類名称							
取引年月日								
COMによる保存に固有の措置	(4) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係） COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける 保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、COMの作成責任者の記名押印、COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。							
	(5) COMの索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号、第4条第2項関係） 書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 上記以外の方法による。 [ ]							

COM による 保存に 固有の 措置	(6) COMの索引の出力に関する措置(第4条第1項第3号関係) COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。
	(7) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置(第4条第1項第4号関係) COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、 COMの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭 な状態で出力することができるようにする。 上記以外の方法による。 [ ]
	(8) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置(第4条第1項第5 号関係) 上記(2)及び(3)の措置をとって電磁的記録を保存する。 上記(3)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 [ ]

8 その他参考となる事項

国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の実績

(1) 第4条第2項又は第5条第2項の承認の有無 有 無

(2) 承認を受けている場合は、

承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日

承認を受けた主な書類の種類名称

[ ]

承認した所轄税務署長等 [ ]

(3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無

有(取り消された日 年 月 日) 無

添付 書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類
	2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に 委託している場合には、その委託に係る契約書の写し)
	3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

承認済関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の  
電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

中途

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

⑩

電話番号

輸出入者符号

代表者氏名(法人の場合)

関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国  
税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第5条第3項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の種類名称、電磁的記録の保存に代える日及び保存場所		
帳簿書類の種類名称	電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保存場所
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（法第94条第2項において準用する場合）					
3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係帳簿書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった帳簿書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM	
4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間					
保存期間のうち保存期間の初日から（ ）が経過した日以後の期間 保存期間全期間					
5 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					

7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置	
<p>《注意事項》</p> <p>1 法第4条第1項（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）の承認を受けている関税関係帳簿について承認を受けようとする場合は、(1)から(10)に掲げる事項について記載する必要があります。</p> <p>2 法第4条第2項（関税関係書類の電磁的記録による保存）の承認を受けている関税関係書類について承認を受けようとする場合は、(3)及び(6)から(10)に掲げる事項について記載する必要があります。ただし、「3 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」で選択した場合は、(4)及び(5)に掲げる事項についても記載する必要があります。</p>	
関税関係帳簿の保存等に固有の措置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第3条第1項第1号イ関係） データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。 上記以外の方法による。</p> <p>[ ]</p>
	<p>* 該当する場合のみ記載してください。 ただし、入力日から [ ] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規定等でこの旨を定める）。</p>
関税関係帳簿の保存に共通の措置・関税	<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第3条第1項第1号ロ関係） 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 入力データに個々のデータを特定することができる情報 [ 一連番号、伝票番号、その他 ( ) ] を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 上記以外の方法による。</p> <p>[ ]</p>
	<p>(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号関係） 次の名称の書類を備え付ける。</p> <p>システムの概要を記載した書類</p> <p>[ ]</p> <p>システムの開発に際して作成した書類</p> <p>[ ]</p> <p>システムの操作説明書</p> <p>[ ]</p> <p>電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は委託処理契約書）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類</p> <p>[ ]</p>
関税関係帳簿の保存の一部にも該当	<p>(4) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第1項第4号関係） 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。 上記以外の方法による。</p> <p>[ ]</p>

(関税関係書類の保存の一部にも該当) 関税関係帳簿の保存等に固有の措置	<p>(5) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第2項関係）          主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 40%;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="width: 45%;">左の項目が記載されている帳簿の種類名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">帳簿</td> <td style="text-align: center;">品名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">価格</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">輸出者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許可年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許可書の番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">書類</td> <td style="text-align: center;">取引年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。          二以上の記録項目を組み合わせるとして条件を設定することができる。</p>		検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称	帳簿	品名		数量		価格		輸出者名		許可年月日		許可書の番号		書類	取引年月日			
		検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称																			
帳簿	品名																					
	数量																					
	価格																					
	輸出者名																					
	許可年月日																					
	許可書の番号																					
書類	取引年月日																					
関税関係帳簿の保存等・関税関係書類の保存に共通の措置	<p>(6) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係）          COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。</p> <p style="text-align: center;">[ ]</p> <p style="text-align: center;">保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、COMの作成責任者の記名押印、COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。</p>																					
	<p>(7) COMの索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号、第4条第2項関係）          帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。          索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。          上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[ ]</p>																					
	<p>(8) COMの索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係）          COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。</p>																					
	<p>(9) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係）          COMの保存をする場所への出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。          上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[ ]</p>																					
	<p>(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係）          上記(4)及び(5)の措置をとって電磁的記録を保存する。          上記(5)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。</p> <p style="text-align: center;">[ ]</p>																					
<p>8 その他参考となる事項</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合の国税における第5条第3項の承認申請の状況等</p> <p style="text-align: center;">[ ]</p>																						

添付書類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類</li><li>2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）</li><li>3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</li></ol>



## 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

(所轄外税関長)

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名又は名称

⑩

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名(法人の場合)

次の関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由(法第94条第2項において準用する場合)			
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称			
帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由			
.....			
.....			
4 その他参考となる事項			
国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認(第4条第1項・第5条第1項(帳簿の場合)又は第4条第2項・第5条第2項(書類の場合)の承認)を受けている場合の国税における第7条第1項の届出の状況等 ..... .....			

## 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

( 所轄外税関長 )

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名又は名称

⑩

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名 ( 法人の場合 )

次の事項を変更することとしたので、関税法第 7 条の 9 第 2 項・関税法第 9 4 条第 2 項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 7 条第 2 項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由 ( 法第 9 4 条第 2 項において準用する場合 )			
2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称			
帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
3 変更しようとする事項及び変更の内容			
変更事項	変更の内容		
4 その他参考となる事項			
国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認 ( 第 4 条第 1 項・第 5 条第 1 項 ( 帳簿の場合 ) 又は第 4 条第 2 項・第 5 条第 2 項 ( 書類の場合 ) の承認 ) を受けている場合の国税における第 7 条第 2 項の届出の状況等 ----- -----			

税関様式 C 第 9 3 5 0 号

関税関係帳簿・関税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書

平成 年 月 日

殿

税 関 長 印

平成 年 月 日付でされた関税法第 7 条の 9 第 2 項・関税法第 9 4 条第 2 項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部・下記の関税関係帳簿・関税関係書類について、これを承認したので通知します。

記

(承認対象の関税関係帳簿又は関税関係書類)

税関様式 C 第 9 3 6 0 号

関税関係帳簿・関税関係書類の  
電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

平成 年 月 日

殿

税 関 長 印

関税法第 7 条の 9 第 2 項・関税法第 9 4 条第 2 項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記 1 の関税関係帳簿・関税関係書類に係る承認については、下記 2 の理由により、これを取消したので通知します。

記

## 1 取消しの対象

取消対象の関税関係帳簿書類	承認年月日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日

## 2 取消しの理由

(注) この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。

税関様式 C 第 9 3 7 0 号

関税関係帳簿・関税関係書類の  
電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

平成 年 月 日

殿

税 関 長 印

平成 年 月 日付でされた関税法第 7 条の 9 第 2 項・関税法第 9 4 条第 2 項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部・下記 1 の関税関係帳簿・関税関係書類について、下記 2 の理由により、これを却下したので通知します。

記

## 1 却下の対象

## 2 却下の理由

(注) この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。

## 関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書(帳簿)(C - 9300)

- (1) 申請先税関長  
申請先の税関名を で囲む。(複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を で囲む)
- (2) 本文  
特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、それ以外の輸入者が申請する場合は「関税法第94条第2項」の文字をそれぞれ で囲み、また、関税関係帳簿を電磁的記録による保存をしようとする場合は「第4条第1項」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「第5条第1項」の文字をそれぞれ で囲む。
- (3) 「1 承認を受けようとする関税関係帳簿の種類名称、備付けを開始する日及び保存場所」の各欄  
イ 「帳簿の種類名称」欄には、承認を受けようとする帳簿の種類名称を「仕入帳」「輸入台帳」等のように記載する。なお、関税法施行令第4条の12第3項又は第83条第3項の規定の適用を受ける書類については、記載不要である。  
ロ 「備付け開始日」欄には、承認を受けようとする帳簿の備付けを開始する日を記載する。  
ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ で囲む。  
ニ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載する。
- (4) 「2 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。
- (5) 「3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日(新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-8の規定を適用しようとする場合)」欄には、特例輸入者として承認された又は法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日を記載する。
- (6) 「5 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄  
イ 「区分」欄は、該当する文字を で囲む。  
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「ワークステーション」のように記載する。  
ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載する。  
ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを で囲む。  
ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載する。  
なお、「運用形態」欄で「委託」に を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載する。
- (7) 「7 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄  
イ 「区分」欄は、該当する文字を で囲む。  
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載する。  
ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載する。  
ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名及びプログラム言語をそれぞれ記載する。  
ニ 自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含む。)以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載する。
- (8) 「7 財務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄は、次により記載

する。

イ 共通の記載方法

申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の（チェック欄）にレ点を記入する。

[ ]内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載する。

ロ 個別の記載方法

「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規定等により定めている場合には、併せてその期間（日数）をカッコ内に記載する。

「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載する。

「(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載する。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用するときは、システム概要を記載した書類及びシステムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はない。

「(5) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及びその項目が記載されている帳簿の種類名称を記載する。

- (9) 「8 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認（前記2にいう承認）の有無及び承認を受けている場合は、承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日、承認を受けた主な帳簿の種類名称及び承認した所轄税務署長等を記載する。

また、過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無及び取り消された場合はその年月日も記載する。

## 関税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書（書類）(C - 9310)

- (1) 申請先税関長  
申請先の税関名を で囲む。（複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を で囲む）
- (2) 本文  
特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、それ以外の輸入者が申請する場合は「関税法第94条第2項」の文字をそれぞれ で囲み、また、関税関係帳簿を電磁的記録による保存をしようとする場合は「第4条第2項」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「第5条第2項」の文字をそれぞれ で囲む。
- (3) 「1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所」の各欄  
イ 「書類の種類名称」欄には、承認を受けようとする書類の種類名称を「成分分析表」「発注書」等のように記載する。  
ロ 「書類の保存に代える日」欄には、承認を受けようとする書類の電磁的記録又はCOMの保存をもって書類の保存に代える日を記載する。  
ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ で囲む。  
ニ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。
- (4) 「2 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。
- (5) 「3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-8の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者として承認された又は法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日を記載する。
- (6) 「5 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄  
イ 「区分」欄は、該当する文字を で囲む。  
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「ワークステーション」のように記載する。  
ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載する。  
ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを で囲む。  
ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載する。  
なお、「運用形態」欄で「委託」に を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載する。
- (7) 「7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。  
イ 共通の記載方法  
申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の（チェック欄）にレ点を記入する。  
[ ]内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載する。  
ロ 個別の記載方法  
「(1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載する。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用するときは、 システム概要を記載した書類及び システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はない。  
「(3) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる



記録項目及び主な書類の種類名称を記載する。

なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類の種類名称をまとめて記載する。

- (8) 「8 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認（前記2にいう承認）の有無及び承認を受けている場合は、承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日、承認を受けた主な帳簿の種類名称及び承認した所轄税務署長等を記載する。

また、過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無及び取り消された場合はその年月日も記載する。

承認済関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書（中途）（C - 9320）

- (1) 申請先税関長  
申請先の税関名を で囲む。（複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を で囲む）
- (2) 本文  
特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、それ以外の輸入者が申請する場合は「関税法第94条第2項」の文字をそれぞれ で囲む。
- (3) 「1 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の種類名称、電磁的記録の保存に代える日及び保存場所」の各欄  
イ 「帳簿書類の種類名称」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の種類名称を「仕入帳」「成分分析表」等のように記載する。  
ロ 「電磁的記録の保存に代える日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、承認を受けようとする帳簿書類のCOMによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日を記載する。  
また、かっこ内には、その帳簿書類について電磁的記録による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。  
ハ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。
- (4) 「2 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。
- (5) 「4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」欄は、COMによる保存をしようとする期間のいずれかの番号を で囲む。  
また、 に を付した場合は、かっこ内に特定する期間（保存期間の初日からCOMによる保存を開始する日までの期間）を記載する。
- (6) 「5 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄  
イ 「区分」欄は、該当する文字を で囲む。  
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「ワークステーション」のように記載する。  
ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載する。  
ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを で囲む。  
ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載する。  
なお、「運用形態」欄で「委託」に を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載する。
- (7) 「6 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要」の各欄  
イ 「区分」欄は、該当する文字を で囲む。  
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載する。  
ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載する。  
ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名及びプログラム言語をそれぞれ記載する。  
ニ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載

- する。
- (8) 「7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。
- イ 共通の記載方法  
申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の（チェック欄）にレ点を記入する。  
〔 〕内は、必要に応じて当該事項を具体的に記載する。
- ロ 個別の記載方法  
「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規定等により定めている場合には、併せてその期間（日数）をカッコ内に記載する。  
「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載する。  
「(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載する。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用するときは、システム概要を記載した書類及びシステムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はない。  
「(5) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿書類の種類名称を記載する。  
なお、複数の書類について、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類の種類名称をまとめて記載する。  
「(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置」欄は、「4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」が全保存期間中の3年目までの期間を含む場合にのみ記載する。
- (9) 「8 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、国税における第5条第3項の承認申請の有無を記載する。

## 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書（C - 9330）

## (1) 申請先税関長

申請先の税関名を で囲む。（複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を で囲む）

## (2) 本文

特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、それ以外の輸入者が申請する場合は「関税法第94条第2項」の文字をそれぞれ で囲む。

## (3) 「1 所轄外税関長を經由して提出する理由」欄には、この申請書を所轄外税関長を經由して提出する場合に、その理由を記載する。

## (4) 「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称」の各欄

イ 「帳簿書類の種類名称」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の種類名称を「仕入帳」「成分分析表」等のように記載する。

ロ 「当初の承認を受けた年月日等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をやめようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をやめようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ で囲む。

なお、法第5条第3項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、法第4条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項（書類の場合）の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せてとりやめるときは、両方の文字を で囲むとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に法第4条の承認年月日と法第5条第3項の承認年月日を併記する。

ニ 「保存場所」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。

## (5) 「3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする理由を記載する。

## (6) 「4 その他参考となる事項」欄には、法第5条第3項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、法第4条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項（書類の場合）の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載する。

また、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、国税における第7条第1項の届出の状況等を記載する。

## 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（C - 9340）

- (1) 申請先税関長  
申請先の税関名を で囲む。（複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を で囲む）
- (2) 本文  
特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、それ以外の輸入者が申請する場合は「関税法第94条第2項」の文字をそれぞれ で囲む。
- (3) 「1 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。
- (4) 「2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称」の各欄
  - イ 「帳簿書類の種類名称」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の種類名称を「仕入帳」「成分分析表」等のように記載する。
  - ロ 「当初の承認を受けた年月日等」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。
  - ハ 「保存方法」欄は、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存の場合は「COM」の文字をそれぞれ で囲む。
  - ニ 「保存場所」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。
- (5) 「3 変更しようとする事項及び変更の内容」欄には、変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載する。
- (6) 「4 その他参考となる事項」欄には、システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存することとした場合、要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿書類の書類及び残りの保存期間を記載する。  
また、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、国税における第7条第2項の届出の状況等を記載する。